

日向市消費生活相談員取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年9月3日

日向市長 西 村 賢

日向市訓令第21号

日向市消費生活相談員取扱規程の一部を改正する訓令

日向市消費生活相談員取扱規定（令和2年訓令第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（勤務日及び勤務時間） 第6条　[略] 2　相談員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、1週間につき<u>29時間</u>とする。ただし、公務上特に必要があると認められる場合は、4週間を平均し1週間の勤務時間が<u>29時間</u>を超えない範囲内で定めることができる。	（勤務日及び勤務時間） 第6条　[略] 2　相談員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、1週間につき<u>30時間</u>とする。ただし、公務上特に必要があると認められる場合は、4週間を平均し1週間の勤務時間が<u>30時間</u>を超えない範囲内で定めることができる。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。